

千葉市公告第 8 3 2 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出がなされたので、同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 5 年 9 月 2 6 日

千葉市長 神 谷 俊 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 千葉鑑定団中央店

所在地 千葉市中央区塩田町 3 8 5 - 2 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 東起業株式会社

代表者の氏名 代表取締役 布戸 隆多

所在地 東京都江東区木場 2 - 1 9 - 1 4

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名		住 所
氏名（名称）	代表者（法人の場合）	
株式会社千葉鑑定団千葉中央店	代表取締役 野口 勇治	千葉市中央区塩田町 385 番地 2

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和 6 年 5 月 1 6 日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1, 0 7 7 m²

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
駐車場（p16 添付図面 No. 4 配置図 駐車場）	41 台
合 計	41 台

※従業員用を共用で 2 5 台設置

※指針値（4 1 台）のところ、4 1 台設置

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
来客用駐輪場（p16 添付図面 No. 4 配置図 駐輪場）	31 台
合 計	31 台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面積
荷さばき施設 (p16 添付図面 No. 4 配置図 荷さばき施設)	20.0 m ²
合 計	20.0 m ²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	面積
廃棄物保管施設 (p16 添付図面 No. 4 配置図 廃棄物保管施設)	7.20 m ³
合 計	7.20 m ³

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社千葉鑑定団千葉中央店	10時00分	翌0時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.	駐車可能時間帯
駐車場	9時30分～翌0時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.	出入口の数	位置
駐車場	出入口 1箇所	敷地西 (p16 添付図面 No. 4 配置図出入口①)
合 計	1箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	6時00分～22時00分

8 届出の年月日

令和5年9月15日

9 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市中央区中央4丁目5番1号

千葉市経済農政局経済部産業支援課

千葉市中央区役所地域づくり支援課

10 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和5年9月26日から令和6年1月26日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時15分まで

*添付図面は省略